





去る十一日内閣総理大臣から、民事法務長官総務室主幹平賀健太君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受け領した。	同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
大蔵省主税局税關部長北島武雄君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
一昨十二日内閣総理大臣から、大蔵省主税局税關部長北島武雄君を第十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。	郵政事業特別会計法及び電気通信事業特別会計法の一部を改正する法律案
昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	失業保険法の一部を改正する法律案
議院運営委員 松平勇雄君	労働委員会に付託
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	公管住宅法第六條の規定に基き、承認を求める件 建設委員会に付託
議院運営委員 安井謙君	同日委員長から左の報告書を提出した。
同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。	一部を改正する法律
理事 山田佐一君（山本米治君の補欠）	同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
同日内閣委員会において当選した理事は左の通りである。	○議長（佐藤尚武君）この際、日程第一、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。	二、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
農業共済再保險特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする	三、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
日本輸出銀行法の一部を改正する法律案	四、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
同日内閣総理大臣に左の法律案を可決した旨の通知書を受領した。	五、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
國立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案審査報告書	六、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
國立国会図書館支部上野図書館組織規程の一部を改正する規程案審査報告書	七、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
告書	八、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
國会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件（經濟安定本部顧問）を議題としたします。	九、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
定本顧問間に衆議院議員根本龍太郎君	十、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、
昭和二十七年三月十四日 参議院会議録第一二二号 会議開催する命令に付する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案外一件	十一、ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償局関係諸命令の措置に関する法律案（内閣提出、

昭和二十七年三月十四日 參議院会議

(朝鮮總督府交通局共濟組合の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)

**第一條** 朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭和二十六年政令第四十号)の一部を次のように改正す。

## 第一條中「連合國最高司令官の

(将来存続すべき命令)

**第二條** 前條に規定する命令は、日

本国との平和條約の最初の効力発生の日以後も、法津にしての効力

を有するものとする。

### (特定財産管理令の廃止)

第三條 特定財産管理令（昭和二十一年勅令第二百八十六号）は、澆

二十一

(特定財産管理令の廃止に伴う経過措置)

#### 第四條　この法律施行前にした行為

に対する罰則の適用についても、

## 附 則

1 二の法律は、由本國との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

附  
目錄

賠償庁臨時設置法（昭和二十三年法律第二号）の一部を次のよう  
に改正する。

第八條第一項中「及び税務署」及  
び「及び税務署長」を削る。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法  
律第二百四十四号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第十五條第二項中「並びに特定  
財産管理令（昭和二十一年勅令第  
二百八十六号）の施行に関する事  
務」を削る。

第四十條第二項を削り、同條第  
三項を同條第二項とする。

〔審査報告書は都合により第二十  
七号末尾に掲載〕

千九百十二年一月二十三日に  
ペークで、千九百二十五年二月  
十一日、千九百二十五年二月十  
九日及び千九百三十一年七月十  
三日にジュネーヴで、千九百三  
十一年十一月二十七日にバンコ  
クで並びに千九百三十六年六  
月二十六日にジュネーヴで締結  
された麻薬に関する協定、條約  
及び議定書を改正する議定書並  
びに附属書への加入について承  
認を求めるの件

千九百十二年一月二十三日にペー  
クで、千九百二十五年二月十一日、  
千九百二十五年二月十九日及び千九  
百三十一年七月十三日にジュネーヴ  
で、千九百三十一年十一月二十七日  
にバンコックで並びに千九百三十六  
する議定書並びに附属書への加入

年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附属書への加入について、日本国憲法第73条第三号但書の規定に基き、国会の承認を求める。

想されるので、該政令を引続き法律として効力を有するよう措置する必要があり、(一定足数が揃つておる上でやることになつていただじやないか、こんな決定、効果なし」と呼ぶ者あり)後者の特定財産管理令は、連合国最高司令官から戰犯容疑者として逮捕、拘禁又は抑留を命ぜられた者の財産管理を規定したものでありますが、平和條約には特定人の逮捕を要求する明文はない、且つ連合國最高司令官の指令も同條約発効と同時にその効力が消滅しますので、本令は平和條約発効と共にこれを廢止せんとするものであります。なお以上の措置に伴い、附則として陪償厅臨時設置法と大蔵省設置法の一部に所要の改正をいたしておりますが、本案の内容であります。

以上御報告申上げます。

次に、議題となりました千九百十二年一月二十三日にペーパーで、千九百二年五月二十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三

日にジユネーヴで、一千九百三十一年十一月二十七日にパンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジユネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

先ず本案の内容を申上げますと、職

前回片及び麻薬に関して、只今議題に挙げられました六個の條約が締結されておりますのであります。而してこれらは條約の履行について任務を負つてゐたのは国際連盟でありましたが、連盟が解散した結果、その任務を国際連合及び世界保健機関に引きがせることがなり、所要の改正を施した議定書及び附屬書が一九四六年十二月十一日レーラー・サクセスで署名され、一九五一年六月末現在この議定書の当事国は五十三ヵ国に達しておるのであります。我が國は昨年九月の平和條約

九三六年のジユネーヴ條約以外の五つの條約の加盟国でありますので、この議定書に加入することによつて再び法律上、事実上國際協力關係を回復する

ことになるわけであります。本議定書は本文九カ條並びに五つの附屬書から成つておりますが、その内容等の詳

細につきましては、お手許に附付の資料によつて御承知願いたいと存じます。

本委員会は二月二十八日予備審査を、次いで三月六日衆議院よりの送付を待つて本審査を行い、政府の意見を徴し、慎重審議の上採決の結果、本件は政府提案の通り承認を與へべきもの

と全会一致を以て議決いたしました次第であります。

抗議を私は議長に対して申上げる次第であります。(討論省略はどうしたと呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(三木治朗君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 日程第四、眞珠養殖事業法案(衆議院提出)を議題と成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 次に、千九百二十二年一月二十三日にヘーグで、千九百一十五年二月十一日、千九百二十五年一月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジユネーヴで、千九百三十一

年十一月二十七日にパンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジユネーヴで締結された麻薬に関する協定、條約及び議定書を改正する議定書

第一條 この法律は、眞珠貝及び眞珠の養殖を助長し、並びに眞珠の品質の向上を図り、もつて眞珠の輸出の促進とこれによる国民经济

「う」と呼ぶ者あり) 大体それでお話がわりませず、七十名を欠けておつたことを私は數えたのであります。(「ノーノー」と呼ぶ者あり)それが第一。第二は、この日程第一に対しても私は成規の手続を以て反対討論の通告をいたしておきましたにもかかわらず、これを黙殺して何らの反対討論を許すことなく議事を進行したことは明らかにこれは違法である。従つてこの二つ。定員数の足りなかつたこと、反対討論の手続を怠つたこと、この二つでこの日程第一の議決は不当なものである。何ら決定の効果なきものであるといふことの抗議を私は議長に対して申上げる次第であります。(討論省略はどうしたと呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 第一の御意見は、議長は定員数あるものと認めて開会いたしました。(然り「その通り」と呼ぶ者あり) 第二の点は、会派におとづれになつて御相談の上、改めて通告

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 次に、眞珠貝及び眞珠の養殖を助長し、並びに眞珠の品質の向上を図り、もつて眞珠の輸出の促進とこれによる国民经济

行」と呼ぶ者あり) 大体それでお話がわりませず、七十名を欠けておつたことを私は數えたのであります。(「ノーノー」と呼ぶ者あり)それが第一。第二は、この日程第一に対しても私は成規の手続を以て反対討論の通告をいたしておきましたにもかかわらず、これを黙殺して何らの反対討論を許すことなく議事を進行したことは明らかにこれは違法である。従つてこの二つ。定員数の足りなかつたこと、反対討論の手続を怠つたこと、この二つでこの日程第一の議決は不当なものである。何ら決定の効果なきものであるといふことの抗議を私は議長に対して申上げる次第であります。(討論省略はどうしたと呼ぶ者あり)

○副議長(三木治朗君) 第二の御意見は、議長は定員数あるものと認めて開会いたしました。(然り「その通り」と呼ぶ者あり) 本会議を開く直前に呼ぶ者あり) 第二の点は、会派におとづれになつて御相談の上、改めて通告

〔賛成者起立〕

○副議長(三木治朗君) 次に、眞珠貝及び眞珠の養殖を助長し、並びに眞珠の品質の向上を図り、もつて眞珠の輸出の促進とこれによる国民经济

の發展とに寄與することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「真珠養殖事業」とは、真珠貝若しくは真珠を養殖し、真珠を加工（金属類を附加して製品とする場合を含まない。）し、又は真珠の核を製造する事業をいい、「真珠養殖事業者」とは、真珠養殖事業を営む者をいう。

(施術数量目標の公表)

第三條 農林大臣は、毎年、真珠養殖事業審議会の意見をきいて都道府県別及び核の大きさ別の真珠貝の施術数量目標を定め、公表するものとする。

第四條 農林大臣は、省令の定めるところにより、真珠養殖事業者に対し、毎年、その営む事業につき、その計画の提出を求めることがである。

(計画の提出)

第五條 真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

(真珠の検査)

第六條 真珠養殖事業者は、省令の定めた場合において、當該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に對し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

(真珠貝の養殖事業者に対する助成)

第七條 農林大臣は、左の各号の一に掲げる事業を行つ漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し、予算の範囲内において、必要な助成を行うことができる。

一 真珠貝の種苗の生産又は真珠貝の稚貝若しくは成貝の育成

二 真珠貝の生息場所の底質の改良

(真珠貝の標準価格の公表)

第八條 真珠貝の標準価格の公表

第九條 前條第一項の規定による検査の決定に関し不服のある關係業者その他の利害關係人は、検査の決定があつた日から三十日以内に、農林大臣に、聽聞会の開催を請求することができる。

(計画についての助言及び勧告並びに資金のあづ送)

第十條 真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

(真珠の検査)

第十一條 真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

(真珠の検査)

第十二條 真珠養殖事業者は、前條に規定する計画を定めるについて、農林大臣の助言を求めることができる。この場合には、農林大臣は、必要な助言をしなければならない。

(真珠の検査)

珠を含む)は、省令の定めるところにより、国の真珠検査所の検査を受け、その結果を販賣で定める業者に對し、前條の規定により提出した計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定による助言又は前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、当該助言又は勧告に応じて真珠養殖事業を営む者に對し、当該事業に要する資金をあつ旋するものとする。

2 農林大臣は、前項の検査及び様式に關する事項につき、省令を定める場合には、あらかじめ当該事項につき通商産業大臣に協議しなければならない。

2 農林大臣は、第三條の規定により定めた目標を達成するため必要があると認めるときは、真珠養殖事業者に對し、前條の規定により提出した計画の変更について勧告することができる。

3 農林大臣は、前項の検査及び標本用その他農林大臣が定める用途に供するために輸出する場合であつて、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2 農林大臣は、第五條第三項の規定による資金のあづ送を受け、又は第六條の規定に基く助成を受けた真珠養殖事業者に對し、当該資金の使途又は助成の成果を確認するため、必要な事項に關し報告を求める。又はその職員に、真珠養殖事業者の事務所、事業所その他の場合に立ち入り、真珠若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人にこれを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 会長は、会務を總理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなればならない。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各号に定めるものを除く外、審議会の議事及び運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

8 委員は、審議会が定める。

9 委員は、審議会が定める。

10 委員は、審議会が定める。

11 委員は、審議会が定める。

12 委員は、審議会が定める。

13 委員は、審議会が定める。

14 委員は、審議会が定める。

15 委員は、審議会が定める。

16 委員は、審議会が定める。

17 委員は、審議会が定める。

18 委員は、審議会が定める。

19 委員は、審議会が定める。

20 委員は、審議会が定める。

21 委員は、審議会が定める。

22 委員は、審議会が定める。

23 委員は、審議会が定める。

24 委員は、審議会が定める。

25 委員は、審議会が定める。

26 委員は、審議会が定める。

27 委員は、審議会が定める。

28 委員は、審議会が定める。

29 委員は、審議会が定める。

30 委員は、審議会が定める。

31 委員は、審議会が定める。

32 委員は、審議会が定める。

33 委員は、審議会が定める。

34 委員は、審議会が定める。

35 委員は、審議会が定める。

36 委員は、審議会が定める。

37 委員は、審議会が定める。

38 委員は、審議会が定める。

39 委員は、審議会が定める。

40 委員は、審議会が定める。

41 委員は、審議会が定める。

42 委員は、審議会が定める。

43 委員は、審議会が定める。

44 委員は、審議会が定める。

45 委員は、審議会が定める。

46 委員は、審議会が定める。

47 委員は、審議会が定める。

48 委員は、審議会が定める。

49 委員は、審議会が定める。

50 委員は、審議会が定める。

51 委員は、審議会が定める。

52 委員は、審議会が定める。

53 委員は、審議会が定める。

54 委員は、審議会が定める。

55 委員は、審議会が定める。

56 委員は、審議会が定める。

57 委員は、審議会が定める。

58 委員は、審議会が定める。

59 委員は、審議会が定める。

60 委員は、審議会が定める。

61 委員は、審議会が定める。

62 委員は、審議会が定める。

63 委員は、審議会が定める。

64 委員は、審議会が定める。

65 委員は、審議会が定める。

66 委員は、審議会が定める。

67 委員は、審議会が定める。

68 委員は、審議会が定める。

69 委員は、審議会が定める。

70 委員は、審議会が定める。

71 委員は、審議会が定める。

72 委員は、審議会が定める。

73 委員は、審議会が定める。

74 委員は、審議会が定める。

75 委員は、審議会が定める。

76 委員は、審議会が定める。

77 委員は、審議会が定める。

78 委員は、審議会が定める。

79 委員は、審議会が定める。

80 委員は、審議会が定める。

81 委員は、審議会が定める。

82 委員は、審議会が定める。

83 委員は、審議会が定める。

84 委員は、審議会が定める。

85 委員は、審議会が定める。

86 委員は、審議会が定める。

87 委員は、審議会が定める。

88 委員は、審議会が定める。

89 委員は、審議会が定める。

90 委員は、審議会が定める。

91 委員は、審議会が定める。

92 委員は、審議会が定める。

93 委員は、審議会が定める。

94 委員は、審議会が定める。

95 委員は、審議会が定める。

96 委員は、審議会が定める。

97 委員は、審議会が定める。

98 委員は、審議会が定める。

99 委員は、審議会が定める。

100 委員は、審議会が定める。

101 委員は、審議会が定める。

102 委員は、審議会が定める。

103 委員は、審議会が定める。

104 委員は、審議会が定める。

105 委員は、審議会が定める。

106 委員は、審議会が定める。

107 委員は、審議会が定める。

108 委員は、審議会が定める。

109 委員は、審議会が定める。

110 委員は、審議会が定める。

111 委員は、審議会が定める。

112 委員は、審議会が定める。

113 委員は、審議会が定める。

114 委員は、審議会が定める。

115 委員は、審議会が定める。

116 委員は、審議会が定める。

117 委員は、審議会が定める。

118 委員は、審議会が定める。

119 委員は、審議会が定める。

120 委員は、審議会が定める。

121 委員は、審議会が定める。

122 委員は、審議会が定める。

123 委員は、審議会が定める。

124 委員は、審議会が定める。

125 委員は、審議会が定める。

126 委員は、審議会が定める。

127 委員は、審議会が定める。

128 委員は、審議会が定める。

129 委員は、審議会が定める。

130 委員は、審議会が定める。

131 委員は、審議会が定める。

132 委員は、審議会が定める。

133 委員は、審議会が定める。

134 委員は、審議会が定める。

135 委員は、審議会が定める。

136 委員は、審議会が定める。

137 委員は、審議会が定める。

138 委員は、審議会が定める。

139 委員は、審議会が定める。

140 委員は、審議会が定める。

141 委員は、審議会が定める。

142 委員は、審議会が定める。

143 委員は、審議会が定める。

144 委員は、審議会が定める。

145 委員は、審議会が定める。

146 委員は、審議会が定める。

147 委員は、審議会が定める。

148 委員は、審議会が定める。

149 委員は、審議会が定める。

150 委員は、審議会が定める。

151 委員は、審議会が定める。

152 委員は、審議会が定める。

153 委員は、審議会が定める。

154 委員は、審議会が定める。

155 委員は、審議会が定める。

156 委員は、審議会が定める。

157 委員は、審議会が定める。

158 委員は、審議会が定める。

159 委員は、審議会が定める。

160 委員は、審議会が定める。

161 委員は、審議会が定める。

162 委員は、審議会が定める。

163 委員は、審議会が定める。

164 委員は、審議会が定める。

165 委員は、審議会が定める。

166 委員は、審議会が定める。

167 委員は、審議会が定める。

168 委員は、審議会が定める。

169 委員は、審議会が定める。

170 委員は、審議会が定める。

171 委員は、審議会が定める。

172 委員は、審議会が定める。

173 委員は、審議会が定める。

174 委員は、審議会が定める。

175 委員は、審議会が定める。

176 委員は、審議会が定める。

177 委員は、審議会が定める。

した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人の代表者又は人（人が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であるときは、その法人の従業者とする。）がその法人又は人の代理人又は使用人その他の従業者の當該違反行為を防止するため相當の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

#### (施行期日)

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第八條から第十條まで、第十四條、第十六條中第十四條の違反行為に関する部分の規定の施行期日は、昭和

二十七年六月三十日までの間ににおいて、政令で定める。

（水産局設置法の改正）

2 水産局設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のよう

に改正する。

第七條の二中「水産講習所」を

「水産講習所

真珠研究所」に改める。

第七條の七を第七條の九とす

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行ふ機關とする。

- 1 真珠貝に関する試験、研究及び調査
- 2 真珠貝の優良な種苗の生産及び配布
- 3 真珠貝の種苗の生産技術及び真珠貝の養殖技術の普及
- 4 真珠の養殖の密度その他真珠に関する試験、研究及び調査
- 5 真珠に関する知識の普及

第七條の六第一項中漁港審議会の部の次に次のように加える。  
〔真珠養殖事業審議会について〕

第七條の六第一項中「漁港法」の下に「真珠養殖事業審議会について」を加え、同條は真珠養殖事業法（昭和二年法律第二号）の規定によりその権限に属させた事項を調査審議すること。

- 1 真珠養殖事業審議会は、真珠養殖事業法を加え、同條
- 2 真珠研究所は、三重県に置く。
- 3 農林大臣は、真珠研究所の事務の一部を分掌させるため、所要の地に真珠研究所の支所を設けることができる。

（施行期日）  
(真珠研究所)  
第七條の六 真珠研究所は、真珠の検査を行ふ機関とする。

- 1 真珠研究所の名称及び位置は、左の通りとする。

○木下辰雄君登壇、拍手

名	称	位	置
東京真珠研究所	東京都	神戸真珠研究所	神戸市

珠養殖事業法案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本案は去る第十二国会において衆議院の水産委員十五名によつて提案され

ては、農林省令で定める。

（真珠研究所）

第七條の七 真珠研究所は、左に掲げる事項を行ふ機関とする。

先づ法案の要旨を簡単に申上げま

す。御承知の通り真珠は我が国の輸出品といたしまして、極めて重要な地位を占めておるものであります。こ

れが品質の向上と優良品の増産を図ることは、国策的見地から極めて緊要であ

ることは申すまでもありません。

〔副議長退席、議長着席〕

本案はこの目的を達するためには提案されたものでありまして、主なる点を

要約いたしますると、大体次の五点に

歸することとなるのであります。

その第一は、真珠養殖業者に対し、

農林大臣は毎年その事業計画の提出を

求め、これらを総合勘定いたしまし

て、その年の生産目標を定めて公表す

ることになつております。第一は、農

林大臣は必要があると認めるときは養

育事業者に資金の斡旋をすることがで

きることになつております。第三は、

真珠の母貝の生産をする漁業協同組合

又は同連合会に対しまして、政府は必

要な助成をすることがであります。

つております。第四は、真珠研究所を東京と神戸に設置いたしまして、真珠の輸出検査を行ふことになつております。

第五は、真珠研究所を設けて各種の試験研究をなし、又技術の普及及び発達を図ることになつております。

以上の五点が法案の骨子であります。

ところがこの法案に対しましては、最初から地元業者の間に反対の意見があ

りまして、委員会に対してしばへ

ような次第でありますので、委員会

よりましては慎重に検討する必要を認

めました。昨年の十二月二十日、四名

の委員を三重県に派遣いたしました。

親しく実情を調査し、又地元業者から

意見を聽取いたしたのであります。

更に去る二月十五日に、委員会は青木三

重原知事ほか六名の関係者を証人とし

て聴問いたし、法案について賛否の説

言を開き、各委員との間に質疑応答を

重ねたのであります。その結果委員会

いたしましては、全文十六ヵ條のうち八ヵ條に亘る修正を決定いたしたのであります。然るに提案者側として、成るべく本案の審議の円滑を期するため、参議院水産委員会の意向を尊重して、衆議院側で修正可決して参議院に送付したいとの申出がありまして、本委員会の意向通り衆議院において修正議決して参ったものであります。

委員会におきましては熱心なる質疑応答を重ねましたが、詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。たゞ本案の骨子となつております第五條の農林大臣が資金を斡旋するという趣項については、特に各委員から政府開発銀行等を通じ、相当額の融資をする予定であるという言明があつたのであります。なお本法案の施行に要する予算は、真珠養殖業者から約一億円の寄附の申出がありまして、これを見合として二十六年度の補正予算として一億円の支出がすでに決定を見ておる 것입니다。

質疑を終了いたし、討論に入りましたところ、松浦、秋山、青山の三委員

から、本法案は甚だ不徹底である。真珠は我が国の特産品であり、ダイヤモンドに並ぶ至石である。優良品を増産す

れば、現在の輸出高二十億円を数倍に増加することも困難ではない。これが

ために最も必要なものは金融である。

して声価を落としておる。又これと同時に生産過多に陥る場合も予想されるので、常に価格の安定を保つよう今後法

の改正をする必要がある。又政府が資本の斡旋をなす場合においては、大企業者に片寄らず、公平に金融すべきであるという意味の希望を附して賛成せられました。

かくて採決の結果、全会一致を以てあります。政府当局といたしましては、

開発銀行等を通じ、相当額の融資をする予定であるといつておるのであります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本

案の賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半數と認めます。よつて本案は可決せられました。

たところ、松浦、秋山、青山の三委員

する件に基く特別調達庁関係諸命令の廃止に関する法律案

(命日の廃止)

第一條 左に掲げる命令は、廃止す

ることができる。

法律施行前に土地工作物使

用令に基き使用された土地又は工

作物及び前項の土地又は工作物に係る損失補償については、この法

律施行後も、なお従前の例によ

る。

2 この法律施行前に土地工作物使

用令に基き使用された土地又は工

作物に係る損失補償については、こ

の法律施行の際現に要求する物資を使用收用令(昭和二十年勅令第六百三十五号)

土地工作物使用令(昭和二十年勅令第六百三十六号)

第一條 この法律施行の際現に要求する物資使用收用令の経過規定

第二條 この法律施行の際現に要求する物資(以下「要求物資」という。)

は、この法律施行の日後九十日間を限り、引き続き同令の規定により使用することができる。

第三條 この法律施行前にした要求物資使用收用令に基き使用されて

関係諸命令の廃止に関する法律

命令に関する件に基く特別調達

七号末尾に掲載)

〔審査報告書は都合により第二十

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

○議長(佐藤尚武君) 別に御發言もな

めに片寄らず、公平に金融すべきであるという意味の希望を附して賛成せられました。

かくて採決の結果、全会一致を以てあります。政府当局といたしましては、

開発銀行等を通じ、相当額の融資をする予定であるといつておるのであります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 過半數と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

第三條 この法律施行の際現に土地

工作物使用令に基き使用されてい

る命令に関する件に基く特別調

第三條 この法律施行の際現に土地

工作物使用令に基き使用されてい











昭和二十七年三月十四日 参議院会議録第二十一号

二六一

## 二、事件の利害得失

農地開拓者に対する開拓上必要な資金の貸付を円滑ならしめる利益がある。

## 三、費用

この法律施行により昭和二十七年度において一般会計から開拓者資金通特別会計へ十五億三千百二十一万円を繰入れることになる。

官報(号外)

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

官報一部

十

(送付実績)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五  
印 刷  
電話九段場三一七一  
郵便番号一九〇〇〇  
官報課